

事務連絡  
平成21年12月28日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課労災保険審査室長補佐

労災保険給付に関する決定以外の決定に係る行政不服審査法  
第57条に基づく適切な教示の徹底について

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第38条第1項に定める保険給付に関する決定以外の決定（以下「保険給付以外の決定」という。）に対する不服申立てについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号、以下「行審法」という。）が適用され、行審法第57条において、行政庁が審査請求又は異議申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとされている。

このため、今般、適切な教示の徹底を図る観点から、保険給付以外の決定に係る教示文について、下記のとおり文例を作成したので、今後は原則として各文例を参考に書面で適切に教示すること。

なお、下記1及び2以外の不服申立ての教示については、本省補償課労災保険審査室訟務係へ問い合わせること。

記

1 労災保険法第31条第1項の費用徴収決定に対する異議申立ての決定

「1 この異議申立てに対する決定（以下「本件決定」といいます。）に不服がある場合には、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

なお、審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、労働局長が請求人になした労働者災害補償保険法第31条第1項に基づく費用徴収決定（以下「本件処分」といいます。）の取消しを求めるものであります。

2 本件決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。以下同じ。）、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（本件決定があった日から1

年を経過した場合を除きます。)

- 3 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。」

## 2 受診命令及び労災就学等援護費に係る処分

### (1) 処分決定時

「1 この〇〇についての決定(以下「本件処分」という。)に不服がある場合には、本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局長に対して審査請求をすることができます。

- 2 本件処分に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(本件処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、本件処分の取消訴訟を提起することができます。」

### (2) 審査請求に対する裁決時

「〇〇についての決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、本件裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(本件裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

また、本件裁決に対する取消訴訟は、国を被告として、本件裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(本件裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)